独立役員届出書

1．基本情報

会社名	ミクロン精密株式会社		コード	6159
提出日	2026/11/4	異動（予定）日	2026/11/20	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	押野正德	社外取締役	○										△					有
2	今田隆美	社外監査役	○										△					有
3	鈴木辰雄	社外監査役	○										△					有
4	岡田節雄	社外取締役	○										△				新任	有
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	押野正德氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）において、2017年６月まで社員であり、2013年８月期まで当社の会計監査業務を担当しておりましたが、同監査法人は法に基づいて当社から独立した立場で会計監査を実施しており、また当社が同監査法人に支払っている報酬額については同監査法人の総報酬額の規模に比べ極めて少額であることから、「多額の金銭その他財産を得ている会計専門家」には該当せず、独立性は確保されており、一般株主との間に利益相反を生じる恐れが無いと判断しております。 また、2017年7月より押野正德公認会計士事務所の所長に就任しておりますが、同事務所と当社の取引関係はありません。2026年６月まで当社と取引関係のある株式会社山形銀行において、取締役監査等委員に就任しておりました。株式会社山形銀行は当社の株主であり持株比率は4.79%であります。 当社は同行と金融取引を行っておりますが、複数ある取引金融機関のひとつであり同行との取引に依存しておりません。以上のことから、同行が当社の意思決定に影響を及ぼすことは無く、一般株主との間に利益相反を生じる恐れが無いと判断しております。	公認会計士として永年にわたり多くの企業を監査してきた経験を活かし、当社経営に対する客観的な助言や監督をしていただくほか、当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、経営陣からの独立性を保ち、経営を監視できると判断し独立役員に指定しております。
2	今田隆美氏は、当社と取引関係のある株式会社山形銀行において、2008年まで取締役、2015年まで常勤監査役でありました。なお、株式会社山形銀行は当社の株主であり持株比率は4.79%であります。また、当社は同行と金融取引を行っておりますが、複数ある取引金融機関のひとつであり同行との取引に依存しておりません。以上のことから、同行が当社の意思決定に影響を及ぼすことは無く、一般株主との間に利益相反を生じる恐れが無いと判断しております。	他社の取締役、監査役の経験を活かし、忌憚のない意見により有効な監査職務を遂行するほか、当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、経営陣からの独立性を保ち、経営を監視できると判断し独立役員に指定しております。
3	鈴木辰雄氏は、当社と取引関係のある株式会社きらやか銀行において、2012年まで常務執行役員でありました。なお、株式会社きらやか銀行は当社の株主であり持株比率は0.42%であります。当社は同行と金融取引を行っておりますが、複数ある取引金融機関のひとつであり同行との取引に依存しておりません。以上のことから、同行が当社の意思決定に影響を及ぼすことは無く、一般株主との間に利益相反を生じる恐れが無いと判断しております。	他社の取締役経験を活かし、忌憚のない意見により有効な監査職務を遂行するほか、当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、経営陣からの独立性を保ち、経営を監視できると判断し独立役員に指定しております。
4	岡田節雄氏は、当社と取引関係のある株式会社デンソーに2011年まで勤務しておりました。当社は同社に製品・部品等の販売やアフターサービスの提供を行っておりますが、複数ある取引先のひとつであり、同社との取引に依存しておりません。また、京三電機株式会社において2018年まで理事でありました。当社は同社に製品・部品等の販売やアフターサービスの提供を行っておりますが、複数ある取引先のひとつであり、同社との取引に依存しておりません。また、株式会社メタルクリエイトにおいて2026年まで代表取締役副社長でありました。当社は同社に対し製品の販売を行っておりますが、複数ある取引先のひとつであり、同社との取引に依存しておりません。以上のことから、当社の意思決定に影響を及ぼすことは無く、一般株主との間に利益相反を生じる恐れが無いと判断しております。	永年にわたり製造業の経営に携わってきた経験を活かし、当社経営に対する客観的な助言や監督をしていただくほか、当社との関係において、一般株主と利益相反が生じる恐れのある事由に該当しないことから、経営陣からの独立性を保ち、経営を監視できると判断し独立役員に指定しております。
5		

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。